

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日は、その翌日  
が休日である)

## 目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定(保険課)

保険薬剤師の登録(〃)

特定承認保険医療機関の承認(〃)

県営土地改良事業計画の決定(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(〃)

土地改良事業の認可(〃)

保安林の指定の解除予定(〃)

公共測量の実施(管理課)

鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正(会計課)

◇ 公 告 第二種大規模小売店舗の出店調整処理状況(商工指導課)

改良普及員資格試験の合格者(農業改良課)

林業改良普及員資格試験の合格者(林務課)

## 告 示

### 鳥取県告示第八百八十号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により告示する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 昌 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
有限会社社増谷慶一郎薬局元町店	境港市元町一七九七	平成四年十月十五日
堀内医院	鳥取市湖山町南二丁目六二三	平成四年十月十六日
谷尾歯科医院	八頭郡那家町大字那家五九〇	平成四年十月二十日
橋本歯科医院	岩美郡国府町新通り三丁目三四八	〃
渡辺内科医院	米子市上福原一八三九一六	平成四年十月二十三日
豊田医院	倉吉市東町三五一一八	平成四年十月二十五日

松木 医院	米子市河崎一七四〇―一九	平成四年十一月一日
よしだ 歯科 クリニック	米子市皆生七七六一―	〃
遠藤 医院	境港市上道町九一四―一	平成四年十月十五日
あべ 小児 歯科	米子市米原一三〇七―二	〃

鳥取県告示第八百八十一号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
椎 木 芳 和	鳥薬第八二四号	平成四年十月十九日
宇 野 田 忍	鳥薬第八二五号	〃

鳥取県告示第八百八十二号

次のように健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十四条第一項に規定する特定承認保険医療機関の承認をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	承 認 年 月 日
鳥取大学医学部 附属病院	鳥取県米子市西町三六一―	平成四年十一月一日

鳥取県告示第八百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業南大山区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十一月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場及び溝口町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百八十四号

倉吉市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（地域改善）中河原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十五号

三朝町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業吉尾地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成四年十一月十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、大山町が行う土地改良事業（単県かんがい排水事業明間地区農業用排水）を平成四年十一月五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百八十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡溝口町大内字榊水高原一〇六九の五〇（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

国立公園事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百八十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する第十四条第一項の規定に基づき、米子市長から公共測量を次のとおり実施する旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（堀川北地区現況測量業務委託）

二 作業期間 平成四年十月二十二日から平成五年三月十二日まで

三 作業地域 米子市両三柳及び西福原

鳥取県告示第八百八十九号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成四年十一月十一日から施行する。

平成四年十一月十日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表倉吉信用金庫の項中

倉吉駅前支店	倉吉市上井 町二丁目	株式会社 行倉吉
羽合支店	東伯郡羽合 町旧後	

を

倉吉駅前支店	倉吉市上井 町二丁目	株式会社山陰合同銀 行倉吉駅前支店
羽合支店	東伯郡羽合 町大字旧後	株式会社山陰合同銀 行羽合支店

杜山陰合同銀  
駅前支店

に改める。

公 告

平成4年度第2四半期（7月～9月）内の第2種大規模小売店舗の新設及び種別変更に係る出店調整処理状況を次のとおり公表する。

平成4年11月10日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 平成4年度第2四半期内に「出店調整の処理手続が終了した案件の出店調整の処理期間別件数

処理期間	3月以内のもの	3月を超え6月以内のもの	6月を超え9月以内のもの	9月を超え12月以内のもの	合 計
件 数	0	0	0	0	0

備考

この表において「処理期間」とは、次に掲げる各期間を合計した期間をいう。

- 1 大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和48年法律第109号。以下「法」という。）第3条第1項又は第3条の2第1項の規定による届出（以下「法3条等届出」という。）がされた日から地元説明終了の日まで

2 法第5条第1項又は第6条第2項の規定による届出（以下「法5条等届出」という。）がされた日から法第7条第1項の規定による報告を行った日（報告を行わない場合は、同項の期間が満了する日）まで

2 平成4年9月30日現在の出店調整の処理状況別件数

処理状況	法3条等届出以後地元説明のもの	地元説明終了後法5条等届出前のもの	法5条等届出以後鳥取県大規模小売店舗審議会の意見聴取終了以前のもの	意見集約中のもの	鳥取県大規模小売店舗審議会での審議中のもの	合 計
件 数	4	2	0	1	2	9

平成4年10月18日及び14日に実施した平成4年度鳥取県改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

平成4年11月10日

鳥取県知事 西 尾 包 次

- 1 基礎選択項目…農業経営
- 天 満 伊津美 川 戸 和 昭 松 尾 憲 一
  - 森 岡 孝 顕 山 崎 正 人 香 河 良 行

- 2 基礎選択項目…生活経営
- 中 島 正 人 安 部 聖 子 永 安 恭 子
  - 宮 脇 晶 子 大 江 典 子 篠 崎 一 晴
  - 池 岡 進 一 福 政 山 裕 民 梁 志 德 村 土 倉 持 上 吉 昌 幸 弘
  - 富 谷 信 一 岡 山 隆 昌 輝 二 忠 村 倉 備 石 野 上 亮 幸 弘
  - 本 田 武 志 律 八 河 隆 三 浦 泰 二 忠 野 上 野 佳 利
  - 乳 原 下 貴 美 子 山 口 利 也 三 浦 泰 二 忠 野 上 野 佳 利
  - 山 下 利 也 三 浦 泰 二 忠 野 上 野 佳 利
  - 山 口 利 也 三 浦 泰 二 忠 野 上 野 佳 利
  - 以上 30名

以上 2名

平成4年10月20日に実施した林業改良指導員資格試験に合格した者は、次のとおりである。

平成4年11月10日

鳥取県知事 西 尾 包 次

- 近 藤 一 彦 大 原 守 雄 田 中 毅 甫
- 川 上 敬 介 川 島 守 万 幸 知 一 裕 岸 本 慶 子
- 中 島 敬 剛 大 橋 万 正 健 一 裕 岸 本 慶 子
- 西 村 光 二 剛 大 田 健 一 裕 岸 本 慶 子
- 江 藤 公 則 川 元 裕 岸 本 慶 子